

監査基準報告書705「独立監査人の監査報告書における除外事項付意見」

2025年7月17日

日本公認会計士協会

新	旧
<p>監査基準報告書705</p> <p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書における除外事項付意見</b></p> <p style="text-align: right;">2011年7月1日 改正 2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 改正 2024年9月26日 <u>最終改正</u> 2025年7月17日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第34号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《3. 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と内容》 (省 略)</p> <p>《(6) 監査人が意見を表明しない場合の「財務諸表監査における監査人の責任」の記載》 27. 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手できないため財務諸表に対する意見を表明しない場合、「財務諸表監査における監査人の責任」区分に、監査基準報告書700第38項から第40項により要求される事項に代えて、以下の事項を記載しなければならない (A24項参照)。</p>	<p>監査基準報告書705</p> <p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書における除外事項付意見</b></p> <p style="text-align: right;">2011年7月1日 改正 2011年12月22日 改正 2014年4月4日 改正 2015年5月29日 改正 2019年2月27日 改正 2020年4月9日 改正 2021年1月14日 改正 2021年8月19日 改正 2022年10月13日 改正 2023年1月12日 <u>最終改正</u> 2024年9月26日</p> <p style="text-align: right;">日本公認会計士協会 監査・保証基準委員会 (報告書：第34号)</p> <p>《Ⅰ 本報告書の範囲及び目的》 (省 略)</p> <p>《Ⅱ 要求事項》 (省 略)</p> <p>《3. 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と内容》 (省 略)</p> <p>《(6) 監査人が意見を表明しない場合の「財務諸表監査における監査人の責任」の記載》 27. 監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手できないため財務諸表に対する意見を表明しない場合、「財務諸表監査における監査人の責任」区分に、監査基準報告書700第38項から第40項により要求される事項に代えて、以下の事項を記載しなければならない (A24項参照)。</p>

新	旧
<p>(省 略)</p> <p>(3) 監査基準報告書700第28項(3)により要求されるとおり、監査人は、我が国における職業倫理に関する規定（特定の事業体の財務諸表監査に特有の独立性に関する規定が適用される場合には、<u>当該独立性に関する規定を含む。</u>）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨</p>	<p>(省 略)</p> <p>(3) 監査基準報告書700第28項(3)により要求されるとおり、監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨</p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p><b>《Ⅲ 適用指針》</b></p>	<p><b>《Ⅲ 適用指針》</b></p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p><b>《4. 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と内容》</b></p>	<p><b>《4. 除外事項付意見を表明する場合の監査報告書の様式と内容》</b></p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p><b>《(4) 監査人が意見を表明しない場合の財務諸表の監査における監査人の責任》</b>（第27項参照）</p>	<p><b>《(4) 監査人が意見を表明しない場合の財務諸表の監査における監査人の責任》</b>（第27項参照）</p>
<p>A24. 監査人が財務諸表に対する意見を表明しない場合、本報告書の付録の文例4及び文例5のとおり、監査基準報告書700においては監査報告書の「監査意見の根拠」区分に記載される以下の事項は、「財務諸表監査における監査人の責任」区分において記載されることになる。これは、監査報告書の全体の構成の観点から、利用者の理解可能性を考慮したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施した旨（監基報700第28項(1)参照）</li> <li>監査人は、我が国における職業倫理に関する規定（特定の事業体の財務諸表監査に特有の独立性に関する規定が適用される場合には、<u>当該独立性に関する規定を含む。</u>）に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨（監基報700第28項(3)参照）</li> </ul>	<p>A24. 監査人が財務諸表に対する意見を表明しない場合、本報告書の付録の文例4及び文例5のとおり、監査基準報告書700においては監査報告書の「監査意見の根拠」区分に記載される以下の事項は、「財務諸表監査における監査人の責任」区分において記載されることになる。これは、監査報告書の全体の構成の観点から、利用者の理解可能性を考慮したものである。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施した旨（監基報700第28項(1)参照）</li> <li>監査人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている旨（監基報700第28項(3)参照）</li> </ul>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p><b>《Ⅳ 適用》</b></p>	<p><b>《Ⅳ 適用》</b></p>
<p>(省 略)</p>	<p>(省 略)</p>
<p>以 上</p>	<p>以 上</p>
<p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</li> </ul> <p>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</li> </ul> <p>・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）</li> </ul> <p>・ 本報告書（2025年7月17日改正）は、次の公表物の公表に伴う追加の修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）</li> </ul>	<p>・ 本報告書（2022年10月13日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書（序）「監査基準報告書及び関連する公表物の体系及び用語」（2022年7月21日改正）</li> </ul> <p>・ 本報告書（2023年1月12日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書600「グループ監査における特別な考慮事項」（2023年1月12日改正）</li> </ul> <p>・ 本報告書（2024年9月26日改正）は、次の公表物の公表に伴う修正を反映している。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>監査基準報告書700「財務諸表に対する意見の形成と監査報告」（2024年9月26日改正）</li> </ul>

新	旧
<p>《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》(A16 項、A17 項及び A24 項参照)</p> <p>(省 略)</p> <p>《文例 1》財務諸表の重要な虚偽表示による限定付適正意見の場合</p> <p>(省 略)</p>	<p>《付録 除外事項付意見の監査報告書の文例》(A16 項、A17 項及び A24 項参照)</p> <p>《文例 1》財務諸表の重要な虚偽表示による限定付適正意見の場合</p> <p>(省 略)</p>
<p><b>独立監査人の監査報告書</b></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p>&lt;財務諸表監査&gt; (注 1)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>限定付適正意見の根拠</p> <p>会社は、貸借対照表上、棚卸資産をXXXで計上している。会社は、棚卸資産を取得原価と正味売却価額のうちいずれか低い方の価額ではなく、取得原価で計上している。これは、[適用される財務報告の枠組み (注 2)] に準拠していない。財務諸表に計上されている棚卸資産を取得原価と正味売却価額のうちいずれか低い方の価額で評価していたならば、棚卸資産を正味売却価額までXXX切り下げることが必要であった。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれXXX過大に、当期純利益及び純資産はXXX過大に表示されている。この影響は・・・・・・・・である(注 3)。したがって、財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>	<p><b>独立監査人の監査報告書</b></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p>&lt;財務諸表監査&gt; (注 1)</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p> <p>限定付適正意見の根拠</p> <p>会社は、貸借対照表上、棚卸資産をXXXで計上している。会社は、棚卸資産を取得原価と正味売却価額のうちいずれか低い方の価額ではなく、取得原価で計上している。これは、[適用される財務報告の枠組み (注 2)] に準拠していない。財務諸表に計上されている棚卸資産を取得原価と正味売却価額のうちいずれか低い方の価額で評価していたならば、棚卸資産を正味売却価額までXXX切り下げることが必要であった。この結果、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益はそれぞれXXX過大に、当期純利益及び純資産はXXX過大に表示されている。この影響は・・・・・・・・である(注 4)。したがって、財務諸表に及ぼす影響は重要であるが広範ではない。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p style="text-align: center;">(省 略)</p>

新	旧
<p data-bbox="231 296 1050 369">《文例2》連結財務諸表の重要な虚偽表示による不適正意見の場合 (省略)</p> <div data-bbox="231 380 1466 1465" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="676 426 1012 457" style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p data-bbox="231 472 320 499">[宛先]</p> <div data-bbox="1210 514 1457 674" style="text-align: right;"> <p>[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> </div> <p data-bbox="231 730 552 762">&lt;財務諸表監査&gt; (注1)</p> <p data-bbox="789 772 899 804" style="text-align: center;">(省略)</p> <p data-bbox="261 821 486 848">不適正意見の根拠</p> <p data-bbox="261 863 1457 1150">注記Xに記載されているとおり、会社は、×年×月にXX株式会社の支配を獲得したが、支配獲得日においてXX株式会社が保有する重要な資産及び負債の一部の時価を確定することができないことを理由に、子会社XX株式会社を連結の範囲に含めていない。そのため、当該投資は連結貸借対照表上、取得原価により計上されているが、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に従えば、会社は当該子会社を連結し、また、暫定金額に基づいて当該取得を会計処理しなければならない。XX株式会社を連結の範囲に含めた場合、連結財務諸表上、多岐にわたり重要な影響を及ぼすため、XX株式会社を連結の範囲に含めなかったことによる影響金額を算定できなかった。</p> <p data-bbox="261 1165 1457 1413">当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p data-bbox="789 1423 899 1455" style="text-align: center;">(省略)</p> </div>	<p data-bbox="1510 296 2329 369">《文例2》連結財務諸表の重要な虚偽表示による不適正意見の場合 (省略)</p> <div data-bbox="1510 380 2745 1465" style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p data-bbox="1944 426 2279 457" style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p data-bbox="1510 472 1599 499">[宛先]</p> <div data-bbox="2478 514 2724 674" style="text-align: right;"> <p>[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> </div> <p data-bbox="1510 730 1831 762">&lt;財務諸表監査&gt; (注1)</p> <p data-bbox="2056 772 2166 804" style="text-align: center;">(省略)</p> <p data-bbox="1540 821 1765 848">不適正意見の根拠</p> <p data-bbox="1540 863 2736 1150">注記Xに記載されているとおり、会社は、×年×月にXX株式会社の支配を獲得したが、支配獲得日においてXX株式会社が保有する重要な資産及び負債の一部の時価を確定することができないことを理由に、子会社XX株式会社を連結の範囲に含めていない。そのため、当該投資は連結貸借対照表上、取得原価により計上されているが、[適用される財務報告の枠組み(注2)]に従えば、会社は当該子会社を連結し、また、暫定金額に基づいて当該取得を会計処理しなければならない。XX株式会社を連結の範囲に含めた場合、連結財務諸表上、多岐にわたり重要な影響を及ぼすため、XX株式会社を連結の範囲に含めなかったことによる影響金額を算定できなかった。</p> <p data-bbox="1540 1165 2736 1371">当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、不適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p data-bbox="2056 1423 2166 1455" style="text-align: center;">(省略)</p> </div>

新	旧
<b>《文例3》在外関連会社に関して十分な監査証拠を入手することができなかったことによる限定付適正意見の場合</b> (省 略)	<b>《文例3》在外関連会社に関して十分な監査証拠を入手することができなかったことによる限定付適正意見の場合</b> (省 略)
<b>独立監査人の監査報告書</b>	<b>独立監査人の監査報告書</b>
[宛先]  <div style="text-align: right;">             [監査報告書の日付]              [〇〇監査法人]              [事業所名]              [監査人の氏名]           </div>	[宛先]  <div style="text-align: right;">             [監査報告書の日付]              [〇〇監査法人]              [事業所名]              [監査人の氏名]           </div>
<財務諸表監査> (注1) (省 略)	<財務諸表監査> (注1) (省 略)
限定付適正意見の根拠 会社は、当連結会計年度中にXYZ社の株式を取得し、在外関連会社として当該会社の投資に対し持分法を適用している。XYZ社に対する投資は、×年12月31日現在の連結貸借対照表上XXXで計上され、XYZ社の当期純利益のうち会社の持分相当額であるXXXが、同日に終了した連結会計年度の会社の当期純利益に含まれている。当監査法人は、XYZ社の財務情報を入手することができず、また、XYZ社の経営者及び監査人とのコミュニケーションが認められなかったため、XYZ社に対する×年12月31日現在の会社の持分法による投資簿価及び同日に終了した連結会計年度の当期純利益のうち関連する持分法投資利益について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は・・・・・・・・・・である(注4)。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 (省 略)	限定付適正意見の根拠 会社は、当連結会計年度中にXYZ社の株式を取得し、在外関連会社として当該会社の投資に対し持分法を適用している。XYZ社に対する投資は、×年12月31日現在の連結貸借対照表上XXXで計上され、XYZ社の当期純利益のうち会社の持分相当額であるXXXが、同日に終了した連結会計年度の会社の当期純利益に含まれている。当監査法人は、XYZ社の財務情報を入手することができず、また、XYZ社の経営者及び監査人とのコミュニケーションが認められなかったため、XYZ社に対する×年12月31日現在の会社の持分法による投資簿価及び同日に終了した連結会計年度の当期純利益のうち関連する持分法投資利益について、十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。したがって、当監査法人は、これらの金額に修正が必要となるかどうかについて判断することができなかった。この影響は・・・・・・・・・・である(注5)。したがって、連結財務諸表に及ぼす可能性のある影響は重要であるが広範ではない。 当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、限定付適正意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。 (省 略)

新	旧
<p>《文例4》連結財務諸表の一つの要素について十分かつ適切な監査証拠を入手できないことによる意見不表明 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p>&lt;財務諸表監査&gt; (注1) (省略)</p> <p>連結財務諸表監査における監査人の責任 監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている(注5)。 (省略)</p>	<p>《文例4》連結財務諸表の一つの要素について十分かつ適切な監査証拠を入手できないことによる意見不表明 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p>&lt;財務諸表監査&gt; (注1) (省略)</p> <p>連結財務諸表監査における監査人の責任 監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は連結財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。 (省略)</p>
<p>《文例5》財務諸表の複数の要素に関して十分かつ適切な監査証拠を入手できないことによる意見不表明 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p>	<p>《文例5》財務諸表の複数の要素に関して十分かつ適切な監査証拠を入手できないことによる意見不表明 (省略)</p> <p style="text-align: center;"><u>独立監査人の監査報告書</u></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p>

新	旧
<p>&lt;財務諸表監査&gt; (注1)</p> <p>(省 略)</p> <p>財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。(注5)。</p> <p>(省 略)</p>	<p>&lt;財務諸表監査&gt; (注1)</p> <p>(省 略)</p> <p>財務諸表監査における監査人の責任</p> <p>監査人の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を実施し、監査報告書において意見を表明することにある。しかしながら、本報告書の「意見不表明の根拠」に記載されているとおり、当監査法人は財務諸表に対する意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手することができなかった。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。</p> <p>(省 略)</p>
<p><b>《文例6》否定的意見</b></p> <p>(省 略)</p>	<p><b>《文例6》否定的意見</b></p> <p>(省 略)</p>
<p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書</b></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p>(省 略)</p> <p>否定的意見の根拠</p> <p>会社のXYZ社に対する投資は、会社の貸借対照表上×××百万円で計上されており、これは、×年12月31日現在の会社の純資産の90%超に相当する。当監査法人は、XYZ社の監査済財務諸表の閲覧を実施した結果、XYZ社は債務超過の状態であり、XYZ社に対する投資の実質価額の取得価額までの回復可能性は認められないと判断した。○国の〇〇法に準拠していれば、XYZ社に対する投資に×××百万円の評価損を計上することが必要である。この結果、税引前当期純利益は×××百万円過大に、当期純利益は△△△百万円過大に表示されている。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。(注5)。当監査法人は、否定的意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>(省 略)</p>	<p style="text-align: center;"><b>独立監査人の監査報告書</b></p> <p>[宛先]</p> <p style="text-align: right;">[監査報告書の日付] [〇〇監査法人] [事業所名] [監査人の氏名]</p> <p>(省 略)</p> <p>否定的意見の根拠</p> <p>会社のXYZ社に対する投資は、会社の貸借対照表上×××百万円で計上されており、これは、×年12月31日現在の会社の純資産の90%超に相当する。当監査法人は、XYZ社の監査済財務諸表の閲覧を実施した結果、XYZ社は債務超過の状態であり、XYZ社に対する投資の実質価額の取得価額までの回復可能性は認められないと判断した。○国の〇〇法に準拠していれば、XYZ社に対する投資に×××百万円の評価損を計上することが必要である。この結果、税引前当期純利益は×××百万円過大に、当期純利益は△△△百万円過大に表示されている。</p> <p>当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、否定的意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。</p> <p>(省 略)</p>

新	旧
<p>《文例1から文例6に対する注》</p> <p>(省 略) (削 る)</p> <p>(注3)「・・・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、不適正意見ではなく限定付適正意見とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&amp;A(実務ガイダンス)」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。</p> <p>(注4)「・・・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、意見不表明ではなく限定付適正意見とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&amp;A(実務ガイダンス)」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。</p> <p>(注5) <u>社会的影響度の高い事業体の監査である場合には、以下のように修正する。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ <u>連結財務諸表の場合</u> 「<u>当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。</u>」</li> <li>・ <u>個別財務諸表の場合</u> 「<u>当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定(社会的影響度の高い事業体の財務諸表監査に適用される規定を含む。)に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。</u>」</li> </ul> <p style="text-align: right;">以 上</p>	<p>《文例1から文例6に対する注》</p> <p>(省 略)</p> <p><u>(注3) 監査人が、財務諸表監査に併せて内部統制の有効性に対して意見を表明している場合においても、財務諸表監査の目的は変わらないため、当該記載の変更は必要ない。</u></p> <p>(注4)「・・・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、不適正意見ではなく限定付適正意見とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&amp;A(実務ガイダンス)」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。</p> <p>(注5)「・・・・・・・・」には、重要ではあるが広範ではないと判断し、意見不表明ではなく限定付適正意見とした理由を、財務諸表利用者の視点に立って分かりやすく具体的に記載する。広範性の判断の記載に当たっては、監査基準報告書700実務ガイダンス第1号「監査報告書に係るQ&amp;A(実務ガイダンス)」Q1-6「除外事項の重要性と広範性及び除外事項の記載上の留意点」を参照する。</p> <p style="text-align: right;">(新 設)</p> <p style="text-align: right;">以 上</p>

以 上